

別紙様式 1

総務省法令適用事前確認手続（照会書）

平成 23 年 8 月 22 日

総 務 大 臣 殿

照会者名 株式会社 大西 代表取締役社長 大西 寛

住所（法人等にあつては主たる事務所等の所在地）

〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 3-4-12

連絡先 非公開

総務省法令適用事前確認手続規則（平成 13 年 8 月 29 日総務省訓令第 197 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1 法令の名称及び条項

電気通信事業法 第 9 条（電気通信事業の登録）

2 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

当社では現在、連結対象子会社の一部拠点間を、当社が回線事業者からサービスを受けることとしている通信回線を使用して接続し、各社間で電話・データ等の情報通信を行なっています。

今後、対象を特定会員制顧客及びフランチャイズ契約した顧客に広げていくことを計画しております。本件行為を実施するにあたりましては、各顧客から実費プラス事務取扱手数料に見合う料金を徴収することを考えております。

かかる当社の行為が、電気通信事業法第 9 条にいう「電気通信事業を営もうとする者」に該当するか否かにつき、照会させていただきます。

別添 ネットワーク図参照

3 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する照会者の見解及び根拠

（当社見解）

当社計画にある行為が、該当法令の対象となるかどうかに関しては、なると考えて

おります。

当社計画にある行為は、資本関係の無い特定の企業を対象としています。また、必要最小限とはいえ手数料を徴収することから、営利目的と判断される場合もあるかと考えます。

本行為が、該当法令の対象となる事が確認出来た場合には、直ちに、法令に基づき登録申請を行なうこととしております。

つきましては、手続きに関する所管部署をご案内いただければと思います。

4 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

- (1) 理由 実際サービス提供が可能になる準備が出来るまでは、お取引先へのご案内が出来ない状態となりますが、公表された情報によりお客様からのお問い合わせが発生し混乱を招きご迷惑をおかけすることになります。
- (2) 公表可能時期 登録申請終了後であれば公表可能です。